

「家庭系ごみ指定袋制度」
の導入について
(案)

平成 2 9 年 8 月

弘前市

目 次

1. はじめに	1
2. ごみ処理の現状	1
(1) 家庭系ごみの排出量	
(2) 一般廃棄物処理基本計画における目標値	
(3) ごみ処理経費	
(4) 家庭系（燃やせる）ごみの内訳	
3. 指定袋制度の概要	4
(1) 指定袋制度とは	
(2) 他自治体の実施状況	
(3) 指定袋制度の目的	
(4) 指定袋制度による減量効果予測	
(5) 目標値までの減量イメージ	
4. 指定袋制度の仕組み	9
(1) 指定袋制度の対象	
(2) 指定袋の種類、規格、仕様	
(3) 販売方法	
(4) 指定袋制度の開始時期	
5. 周知啓発活動	13
(1) 説明会等の開催	
(2) 様々な広報媒体を活用した効果的な広報の推進	

1. はじめに

20世紀以降の大量生産、大量消費、大量廃棄という社会システムにより、資源の枯渇や地球温暖化の進行など、様々な問題が大きく取り上げられるようになってきました。

また、今後も、人口増加や発展途上国の経済発展により、更にごみは増え続けることが予想されます。

そのため、ごみの減量化・資源化を進め、私たちはもちろんのこと、次の世代、そして、またその次の世代が快適に生きることができるような、「持続可能な社会」を実現しなければなりません。

そのほか、ごみ処理施設を長く使用し、建設費用や維持管理費用を軽減していくためにも、ごみの減量化・資源化を進める必要があります。

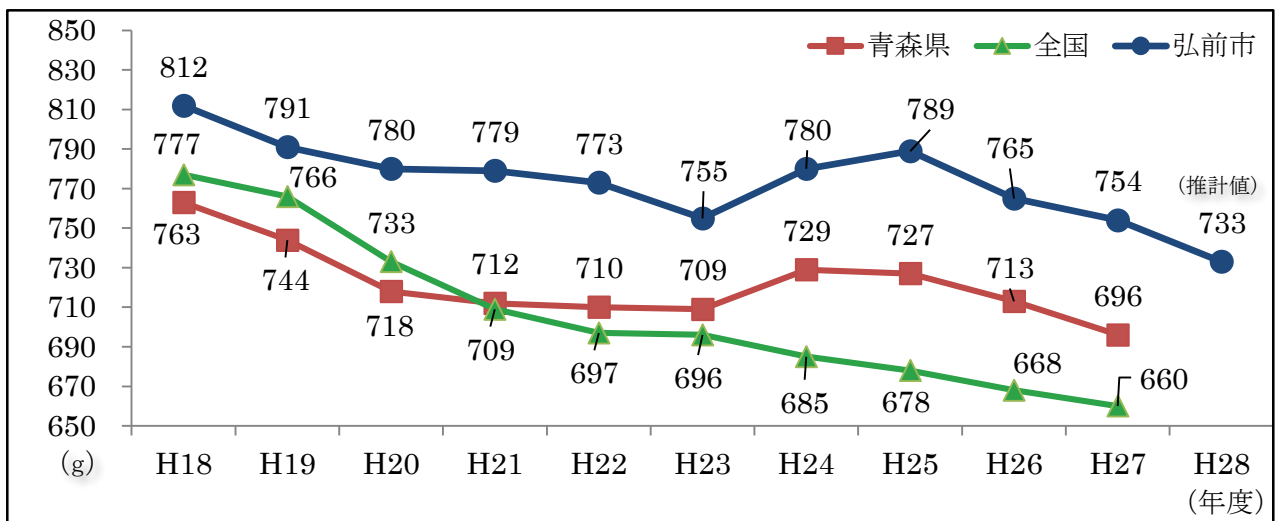


2. ごみ処理の現状

(1) 家庭系ごみの排出量

当市においては、近年、「古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）の行政回収」や「使用済小型家電及び衣類の拠点回収」、「ごみ減量化・資源化推進キャンペーン」を実施するなど、さまざまな施策に取り組んできました。その結果、家庭系ごみの排出状況は減少傾向にあるものの、全国及び県内においては低迷している状況です。

図1 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

(2) 一般廃棄物処理基本計画における目標値

低迷するごみ排出状況からの早期脱却を図るため、平成 28 年 4 月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」において、1 人 1 日当たりのごみ排出量などの目標値を設定し、ごみの減量化・資源化の推進にこれまで以上に積極的に取り組んでいくこととしています。

中でも、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量については、平成 32 年度までに 109g の減量、平成 37 年度までに 119g の減量を目標としています。そのため、平成 32 年度までに残り 53g の減量が必要となります。

表 1 一般廃棄物処理基本計画（計画期間：H28～37 年度）における目標値

年 度 項 目		H25 年度 (基準年度)	H28 年度 (推計値)	H32 年度 (中間年度)	H37 年度 (目標年度)
		1 人 1 日 当たりの ごみ排出量	目標値	1,310g	1,164g
	基準年度との差	-	-146g	-330g	-360g
うち 家庭系ごみ	目標値	789g	733g	680g	670g
	基準年度との差	-	-56g	-109g	-119g

(3) ごみ処理経費

①実績

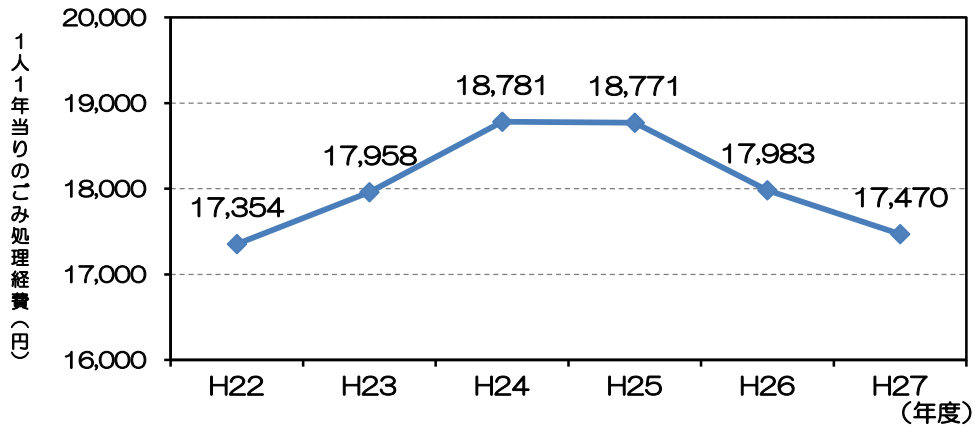
ごみ処理経費は、ごみ収集や焼却・資源化、埋立処分などにかかる経費で、平成 27 年度は約 31 億円となっており、一般会計歳出決算額約 829 億円の約 3.7%を占めています。

市民 1 人当たりになると年間約 17,500 円を負担していることになり、平成 26・27 年度は減少傾向にありますが、今後の人口減少などを考慮すると、1 人当たりのごみ処理経費は増大していくことが予想されます。

表 2 ごみ処理経費の推移（単位：千円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
収集運搬費	721,243	709,280	683,589	649,780	669,883
焼却処理費	2,093,233	2,205,108	2,157,652	2,040,425	1,920,819
容器包装処理費	170,884	189,662	188,456	178,330	172,087
不燃・大型ごみ処理費	181,107	193,040	222,658	184,218	180,352
埋立処分費	116,609	122,942	137,865	167,370	155,292
合計	3,283,076	3,420,032	3,390,220	3,220,123	3,098,433

図2 1人1年当たりのごみ処理経費の推移



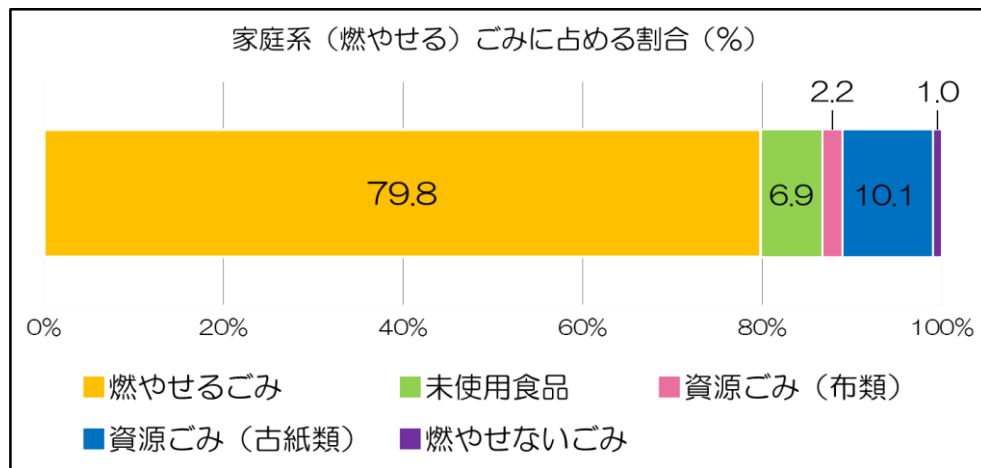
※平成26・27年度の1人1年当たりのごみ処理経費の減少は、ごみ収集運搬業務の全面民間委託化や弘前地区環境整備センターの焼却灰再資源化施設の廃止、公債費の減などによるもの。

(4) 家庭系（燃やせる）ごみの内訳

平成27～28年度に、家庭から排出された燃やせるごみについて、市内各所の集積所からごみを収集し、内容物調査を行いました。

その結果、燃やせるごみとして適正に出されていたものが79.8%、未使用の食品が6.9%、リサイクルできる古紙類が10.1%となっているなど、更なるごみの減量化・資源化の余地があると思われることから、より一層の排出抑制や分別等の徹底について、周知啓発を強化していく必要があります。

図3 家庭系（燃やせる）ごみの内訳（平成27～28年度調査結果）



- 未使用食品 → 排出抑制(リデュース)が可能
- 資源ごみ(布類) → 再利用(リユース)が可能
- 資源ごみ(古紙類) → 再生利用(リサイクル)が可能
- 燃やせないごみ → 適正排出の推進が必要

3. 指定袋制度の概要

(1) 指定袋制度とは

指定袋制度とは、家庭からごみを出す際に、市が規格・仕様を指定したごみ袋を使用することにより、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、ごみ出しマナーの徹底や、収集場所の乱雑化の防止などを図るものです。

なお、指定袋制度は、「ごみ処理手数料」を上乗せせず、純粋なごみ袋代金（製造・流通・販売経費）のみを価格に転嫁するものであり、「家庭系ごみの有料化」とは異なります。

(2) 他自治体の実施状況

県内 40 市町村中、「有料化」の実施が半数の 20 市町村（50.0%）、「指定袋制度（手数料なし）」の実施が 16 市町村（40.0%）、「指定なし」の市町村が当市を含め 4 市町村（10.0%）となっていることから、県内の 9 割の自治体で、「有料化」または「指定袋制度」のいずれかを実施していることがわかります。なお、県内 10 市において、いずれのルールも定めていないのは当市のみとなっています。

そのほか、東北地方の人口 5 万人以上の市を調査したところ、43 市のうち、「有料化」の実施が 14 市（32.6%）、「指定袋制度」の実施が 20 市（46.5%）、「指定なし」の市が当市を含め 9 市（20.9%）となっており、約 8 割の市がいずれかのルールを定めています。

表3 県内自治体の家庭系ごみルールの実施状況（平成 29 年 4 月現在）

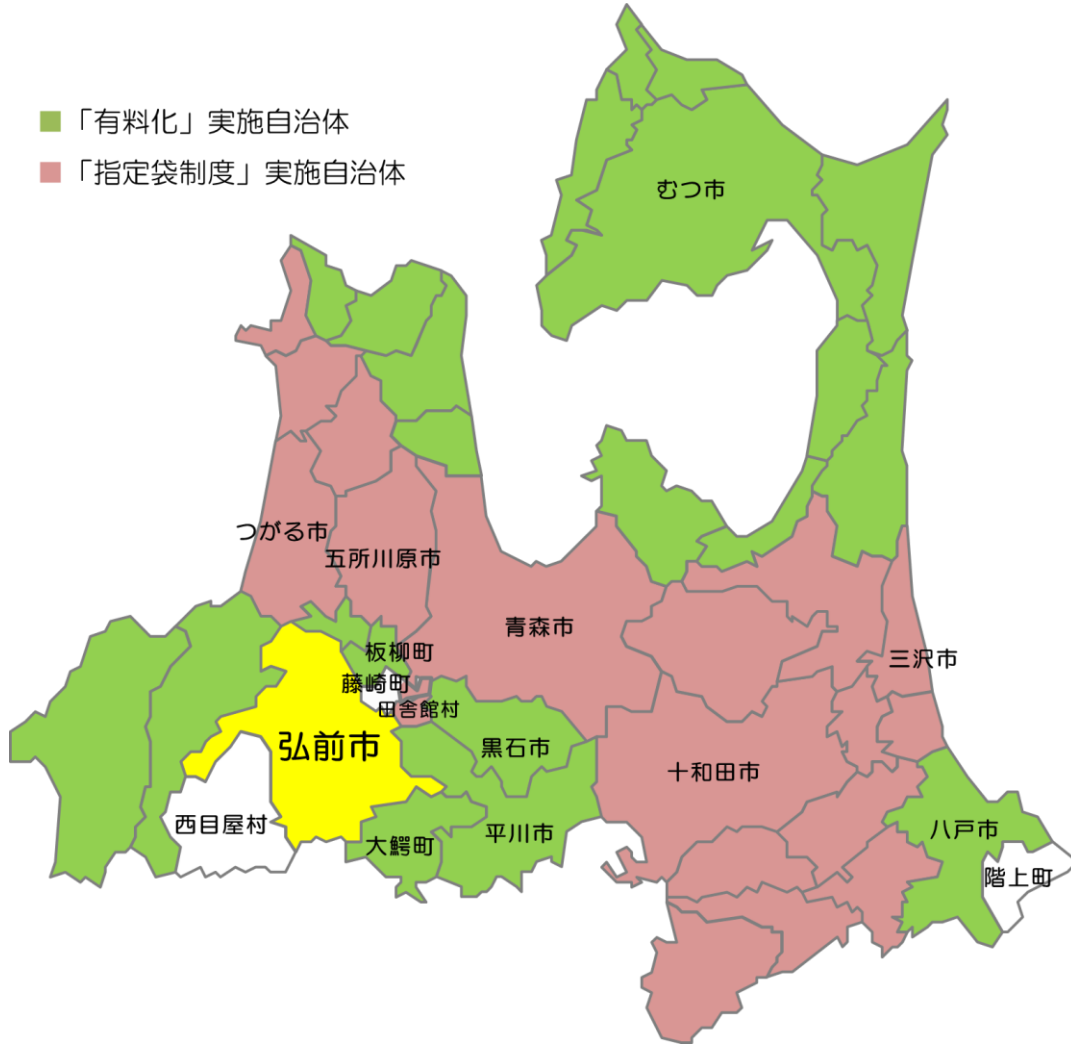
	市	町	村	計
有料化	4	11	5	20
指定袋制度	5	9	2	16
指定なし	1 (弘前)	2 (藤崎・階上)	1 (西目屋)	4 (1市2町1村)
計	10	22	8	40

※藤崎町の旧常盤地区は指定袋（黒石清掃施設組合）を採用している。

表4 東北地方の人口 5 万人以上の市の家庭系ごみルールの実施状況（平成 29 年 4 月現在）

	市	割合
有料化	14	32.6%
指定袋制度	20	46.5%
指定なし	9	20.9%
計	43	100.0%

図4 県内の家庭系ごみルールの実施状況分布



※燃やせるごみの排出方法を基準に作成。そのため、大型ごみを有料化している自治体であっても、有料化実施自治体に含まれていない自治体あり（例：青森市）。

※10市、弘前圏域定住自立圏内市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）及び階上町のみ市町村名を記載。

(3) 指定袋制度の目的

家庭からごみを出す際に、市が規格・仕様を指定したごみ袋を使用する、「家庭系ごみ指定袋制度」を導入する目的としては、主に以下のものが挙げられます。

①ごみの減量化・資源化の推進

- ・県内の市町村における平成27年度の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、「有料化」実施市町村（20市町村）の平均が678g、「指定袋制度」実施市町村（16市町村）の平均が692g、「指定なし」市町村（4市町村）の平均が749gとなっており、排出方法に関するルールを厳格化しているほど、排出量が低い傾向が見られます。
- ・また、ごみの減量化・資源化を行うことで、ごみ処理経費（光熱水費、燃料費、薬品費、焼却灰等運搬処分費など）を軽減することができます。さらに、中間処理施設、最終処分場などのごみ処理施設を長く活用することができるとともに、将来的な更新時には、より規模の小さい施設での整備を行うことができます。

②ごみの分別や適正排出の推進

- ・ごみは、決められた日時に、決められた収集場所に出すことがルールとなっています。しかしながら、「通勤途中にあるから」と違う収集場所に出す人や、「面倒だから」と分別を守らないで、決められた日時以外に出す人など、ルールを守らない人が散見され、近隣の住民や町会等が多大な労力をかけてごみ収集場所を管理しているのが現状です。そのため、指定袋制度の導入をきっかけとして、「自分が出したごみを自分で責任を持って処理する意識づくりの強化」や「ごみ出しマナーの徹底」を図ります。
- ・また、周辺の自治体からのごみの投棄や、事業所から出るごみが家庭系ごみとして排出されている事例が多数報告されていることから、家庭系ごみの排出方法のルールを明確にし、「市外のごみ」や「事業系ごみ」を区別しやすくすることで、指導体制を強化し、適正排出を推進します。

③ごみ収集作業の安全確保と迅速化

- ・現在のごみ収集作業においては、どのような袋であっても排出可能であるため、鋭利な物や発火の危険性があるものが含まれていても気づきにくくなっています。また、ごみ収集車での移動時に一見して、ごみかどうかを判断しにくく、収集作業が煩雑になっているため、指定袋を導入することで、ごみ収集作業の安全確保と迅速化を図ります。

④「ごみの見える化」の推進

- ・中身が見え、かつ容量が決まった指定袋に入れてごみを排出することにより、自分がどのようなごみを、どの程度出しているのかについて、普段から意識し、ごみの減量化・資源化における課題等を抽出しやすくなります。

(4) 指定袋制度による減量効果予測

東北地方の人口 5 万人以上の 5 市及び全国で人口規模が類似している人口 15 万人以上 20 万人未満の 7 市の計 12 市における、指定袋制度による減量効果を算出したところ、実施 1 年目において、約 1.7~16.7%（平均 7.4%）の減量効果が見られました。

また、指定袋制度による効果には、自治体によってばらつきがあることから、地道な周知啓発を併せて行っていくことが重要であると考えています。

表5 東北地方（人口 5 万人以上）及び全国人口規模類似（人口 15~20 万人）市 12 市における指定袋制度前後の家庭系ごみ減量効果一覧

	減量効果指数（実施1年前を100とする）				
	1年前	実施年度	1年目	2年目	3年目
A市	100	87.5	89.5	90.0	89.3
B市	100	95.9	95.4	107.5	99.3
C市	100	97.8	97.6	97.6	93.2
D市	100	93.1	93.9	91.8	89.2
E市	100	97.8	98.0	99.5	85.9
F市	100	99.7	83.3	86.6	データなし
G市	100	95.1	94.7	92.7	90.5
H市	100	97.0	93.7	92.4	91.1
I市	100	94.3	94.2	93.7	92.9
J市	100	96.3	81.6	98.8	96.7
K市	100	96.3	90.7	90.4	89.2
L市	100	99.7	98.3	99.6	105.4
平均	100	95.9	92.6	95.0	93.0

※1 平均減量効果指数は 92.6%（7.4%減）

最大減量効果指数は 83.3%（16.7%減）

最小減量効果指数は 98.3%（1.7%減）

※2 この一覧では、可燃ごみのみではなく、資源物も含めた総排出量での減量効果を算出している。

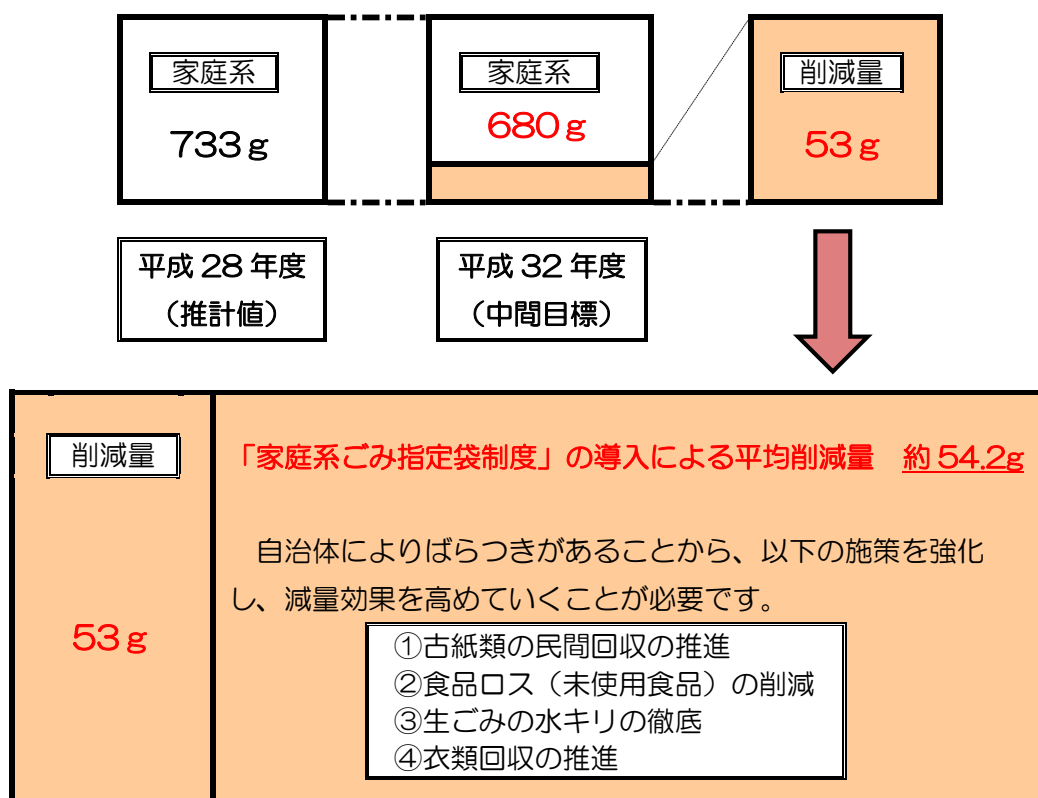
(5) 目標値までの減量イメージ

弘前市一般廃棄物処理基本計画においては、平成 32 年度までに 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 680g まで減量することを目標に掲げています。

平均 7.4% (減量効果約 54.2g) という効果を当市のごみ排出量に当てはめると、平成 28 年度の推計値である 733 グラムから、約 679 グラムとなり、目標値までの減量が可能であると考えています。

また、指定袋制度による効果には、自治体によってばらつきがあることから、「古紙類の民間回収の推進」や「食品ロス (未使用食品) の削減」などの他の施策を強化することにより、減量効果を高めていくことが必要であると考えています。

図5 目標値までの減量イメージ



4. 指定袋制度の仕組み

(1) 指定袋制度の対象

① 対象とするごみ

燃やせるごみ、燃やせないごみ

市内の各家庭から出される、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」を対象とする予定です。また、「燃やせるごみ」及び「燃やせないごみ」の両方で共通の袋を予定しています。ただし、これまで縛って出すこととしていた「ふとん」や「木の枝、剪定枝」については、これまで同様の排出方法とする予定です。

※「葉」や「草」については、指定袋に入れての排出を予定しています。

② 対象としないごみ

容器包装（かん、びん、紙パック、ダンボール、その他の紙、ペットボトル）

古紙類（新聞、雑誌・雑がみ）、大型ごみ

「かん」、「びん」、「ペットボトル」などの容器包装や「新聞」、「雑誌・雑がみ」の古紙類は対象外とする予定です。

そのため、これまで同様、容器包装は、スーパーの袋などの「中身が判別できる無色透明また半透明の袋」に入れ、古紙類は、紙ひもで縛って出すこととなります。

ボランティア清掃ごみ、剪定枝（木の枝）

ボランティア清掃ごみについては、申請により必要枚数の指定袋を交付する予定です。

また、剪定枝（木の枝）については、これまで通り、「1本の長さが60cm未満、太さ10cm未満」のもので、「1束30cm以内で1回に3束まで」であれば、指定袋に入れずに、縛って排出可能とする予定です。そのほか、細かく切った木の枝で、束ねることができないものについては、指定袋に入れて、「燃やせるごみ」として排出していただく予定です。

(2) 指定袋の種類、規格、仕様

①分別区分ごとの種類

燃やせるごみ・燃やせないごみ共通袋 【1種類】

多くの先進自治体を訪問し、分別区分ごとの種類（可燃・不燃・資源物）及び容量（大～小）の販売量について聞き取りを行ったところ、特に、「燃やせないごみ」については、袋の容量により大きくばらつきがあることがわかりました。加えて、多くの指定袋の種類を設定することにより、指定袋の販売価格が高騰してしまう恐れがあることから、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を共通袋とする予定です。

②容量

10L（特小）、20L（小）、30L（中）、45L（大）【4段階】

袋の指定にあたっては、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量を設定する必要があります。また、多くの先進自治体で3種類（大・中・小）以上の袋を設定していることや、核家族化の進展、単身世帯の増加に配慮し、10L（特小）を別途設定する予定です。

加えて、容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなり、ごみ減量化に対する動機が働くという観点からも10L（特小）を別途設定する必要があると考えます。

③形状

平袋（30～45L）、取っ手付き袋（10～45L）【2種類】

袋の形状については、これまで最も一般的に使用されていた「平袋」を引き続き指定する予定です。また、多くの先進自治体において、手が不自由な方でも持ち運びやすく、縛りやすいという理由で、「取っ手付き袋」を採用していることから、高齢者等に配慮して、より扱いやすい形である「取っ手付き袋」を指定に加える予定です。

④色

黄色

これまでの推奨袋が緑色であったことから、緑色とは差別化を図る必要があることや、雪国であるため、冬場の収集作業の際の見えやすさや、雪に映える色を考慮して、黄色を採用する予定です。

⑤厚さ

0.03mm 以上

ごみ袋の指定に際しては、いかに破れにくい（強度）が重要です。市では、先進自治体の検証を行った結果、破れにくい厚さとして「0.03mm 以上」という規格を定める予定です。

なお、現在、弘前市町会連合会で販売されている緑色袋（推奨袋）が「0.02mm」、スーパーなどで販売されている緑色袋が「0.015mm」の厚さです。

⑥その他

指定袋の記入欄について

今回、ごみの排出者一人ひとりが自分の出したごみに責任を持つきっかけづくりの提供や、他地区からのごみの持ち込みなどを区別しやすくすることを目的に記入欄を設定する予定です。

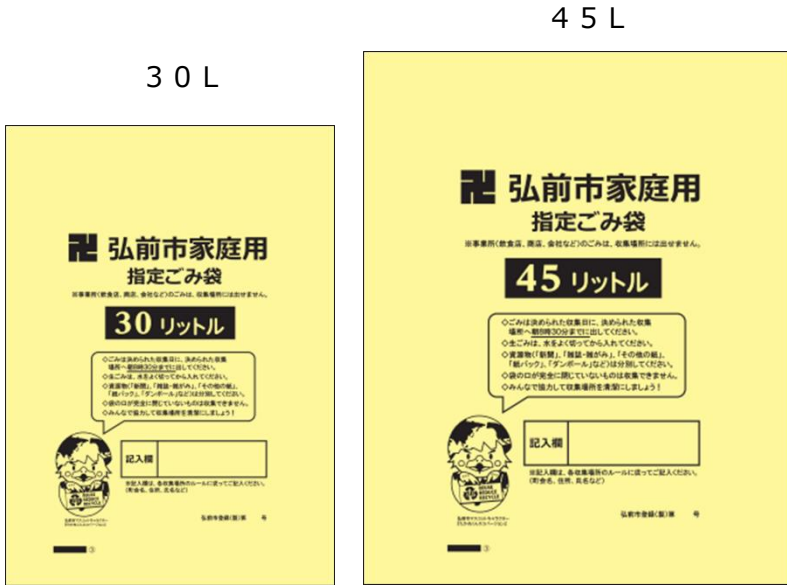
具体的には、「通勤途中にあるから」、「面倒だから」などの理由で、ごみ出しルールを守らない例が後を絶たず、収集場所を管理する町会や近隣の住民に対して、多大な負担を強いている現状があることから、決められた収集場所にごみを出すというルールの意識啓発を強化するためにも、記入欄の設定を検討しているものです。

ただし、記入欄の使用については、収集場所を管理する町会や集合住宅などによってニーズが異なるため、市においては、ルールの例示（町会名、大字名、班名、集合住宅であれば部屋番号の記入など）のみを行うものとし、ごみ収集自体は記入の有無に関わらず実施する予定です。そのため、地域ごとの実情に合わせて、集積所に出す際のルールを個別に設定することが可能です。

図6 指定袋及び外袋イメージ

平袋イメージ

外袋イメージ



■外袋の概要

- ・袋の仕様を表示 (材質、厚さ等)
- ・容量を表示
- ・「取っ手」または「平袋」のいずれかを表示
- ・10 枚入

取っ手付き袋イメージ



※指定袋及び外袋のイメージは平成 29 年 6 月時点のイメージであるため、今後変更する可能性があります。

(3) 販売方法

当市の指定袋制度においては、指定袋の規格や仕様を市が定め、広く製造事業者公表した上で、民間事業者が製造・販売を実施する方式を採用します。具体的には、事前に登録を受けた製造事業者が製造を行い、その後、スーパーやコンビニなどにおいて販売される予定です。

民間事業者による自由競争を働かせることにより、指定袋の安定的な流通を図るとともに、よりよい質の指定袋を、お求めやすい価格で購入することが可能になると考えています。

なお、市が販売価格の決定や、在庫管理を行うことができないため、販売場所によって販売価格や品揃えに差が出る点にご留意ください。

(4) 指定袋制度の開始時期

平成 30 年度中を予定

指定袋制度の開始にあたっては、ごみ袋の製造事業者の登録について、募集を行う必要があるほか、袋の製造、流通に一定の期間を要します。また、市民の皆様にとっては、普段のごみ出しのルールが大幅に変わることとなりますので、制度導入にあたっては、きめ細やかな周知啓発活動を行う必要があると考えています。

5. 周知啓発活動

(1) 説明会等の開催

「家庭系ごみ指定袋制度導入についての説明会」を実施し、指定袋制度のあらまし、ごみの出し方、指定袋等のサンプルの紹介、ごみの減量化・資源化の方法などをわかりやすく説明します。また、出前講座等により、町会等以外の各種団体へ説明する機会を設けます。

(2) 様々な広報媒体を活用した効果的な広報の推進

広報ひろさきやホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して効果的な広報を検討していきます。また、ごみ減量・資源化キャンペーンなどの各種イベントの開催やごみ情報に特化した毎戸配布冊子の作成を通じて、普段ごみに関心がない人にも周知広報が行き届くような体制を目指します。